

昭和四十年政令第百八十五号

小規模企業共済法施行令

内閣は、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第一項第五号及び第十二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（小規模企業者の範囲）

第一条 小規模企業共済法（以下「法」という。）

第二条第一項第三号及び第七号の政令で定める業種及びその業種ごとの従業員数は、次のとおりとする。

- 一 宿泊業 二十人
二 娯楽業 二十人

2 法第二条第一項第八号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの
二 協業組合であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの
三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの

（共済金）

第二条 法第九条第三項第二号イの政令で定める金額は、別表第一の第一欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同条第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の第二欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の第三欄に掲げる金額とする。

（分割支給率）

第三条 法第九条の三第五項の政令で定める率は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

- 一 分割支給期間が十年の場合 千分の十七
二 分割支給期間が十五年の場合 千分の十二
五に経済産業大臣の定める率を加えて得た率
に経済産業大臣の定める率を加えて得た率

（解約手当金）

第四条 法第十二条第三項第一号の政令で定める割合は、別表第二の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

2 法第十二条第四項第二号イの政令で定める金額は、別表第一の第一欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の第四欄に掲げる金額とする。

附則 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年七月二十八日政令第二一〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年九月十八日政令第二九八号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十七年六月十五日政令第二二二二号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十五年三月一〇日政令第三一四二号）抄
この政令は、法の施行の日（昭和五十四年四月一日）から施行する。

附則（昭和五十五年九月二九日政令第二四二二号）抄
この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成七年五月八日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年五月八日政令第一九三二号）抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

（解約手当金の割合に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前に効力を生じた共済契約（小規模企業共済法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する共済契約をいう。以下同じ。）のうちこの政令の施行前に法第七条第二項若しくは第三項の規定により解除されたもの又は同条第四項第一号の規定により解除されたもの又は同条第四項第一号の規定により解除されたものとみなされたもの（当該共済契約に係る共済契約者（法第二条第三項に規定する共済契約者をいう。以下同じ。）が同号の会社の役員たる小規模企業者になつたものに限る。）に係る法第十二条第三項第二号の政令で定める割合については、なお従前の例による。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月九日政令第三〇七号）
この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

（施行期日）

1 この政令は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（共済金に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の小規模企業共済法施行令第三条第一号の規定は、小規模企業共済法第九条の三第一項の規定によりこの政令の施行の日以後に共済契約者が行う請求により支給する共済金について適用し、同日前に行った当該請求により支給する共済金については、なお従前の例による。

Table with 4 columns: 第一欄, 第二欄, 第三欄, 第四欄. Rows show percentages for various months from May to September.

別表第一（第二条、第四条関係）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 七二月 | 七一月 | 七〇月 | 六九月 | 六八月 | 六七月 | 六六月 | 六五月 | 六四月 | 六三月 | 六二月 | 六一月 | 六〇月 | 五九月 | 五八月 | 五七月 | 五六月 | 五五月 | 五四月 | 五三月 | 五二月 | 五一月 |
| 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 |
| 三七、五七 | 三七、〇二 | 三六、四八 | 三五、九四 | 三五、四〇 | 三四、八六 | 三四、三二 | 三三、七七 | 三三、二三 | 三二、六九 | 三二、一五 | 三一、六一 | 三一、〇七 | 三〇、五三 | 三〇、〇〇 | 二九、四七 | 二八、九三 | 二八、四〇 | 二七、八七 | 二七、三三 | 二六、八〇 | 二六、二七 |
| 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 |
| 六三〇、八七 | 五三〇、四一 | 四二九、九六 | 四二九、五〇 | 四二九、〇五 | 四二八、六〇 | 四二八、一四 | 四二七、六八 | 四二七、二四 | 四二六、七八 | 四二六、三二 | 四二五、八七 | 四二五、四二 | 四二四、九七 | 四二四、五三 | 四二四、〇八 | 四二三、六四 | 四二三、二〇 | 四二二、七六 | 四二二、三一 | 四二一、八七 | 四二一、四二 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 九四月 | 九三月 | 九二月 | 九一月 | 九〇月 | 八九月 | 八八月 | 八七月 | 八六月 | 八五月 | 八四月 | 八三月 | 八二月 | 八一月 | 八〇月 | 七九月 | 七八月 | 七七月 | 七六月 | 七五月 | 七四月 | 七三月 |
| 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 |
| 四九、七三 | 四九、一七 | 四八、六二 | 四八、〇六 | 四七、五〇 | 四六、九四 | 四六、三九 | 四五、八三 | 四五、二七 | 四四、七一 | 四四、一六 | 四三、六一 | 四三、〇六 | 四二、五一 | 四一、九六 | 四一、四一 | 四〇、八六 | 四〇、三一 | 三九、七六 | 三九、二一 | 三八、六六 | 三八、一一 |
| 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 |
| 四一、二三 | 四〇、七六 | 四〇、二八 | 三九、八〇 | 三九、三二 | 三八、八四 | 三八、三六 | 三八、〇九 | 三八、六一 | 三八、一五 | 三八、四九 | 三八、九二 | 三八、三五 | 三八、五〇 | 三八、〇三 | 三七、五七 | 三七、一〇 | 三七、二二 | 三七、七三 | 三七、二六 | 三一、八〇 | 三一、三三 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 |
| 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 |
| 一六二、二三 | 一六一、六五 | 一四六、〇八 | 一三六、五一 | 一二五、九三 | 一一九、三六 | 一一〇、七八 | 一〇五、二一 | 一〇〇、六四 | 九五、〇七 | 九〇、五〇 | 八五、九四 | 八〇、三七 | 七五、八一 | 七〇、二六 | 六五、七〇 | 六〇、一三 | 五五、五七 | 五〇、〇〇 | 四五、四三 | 四〇、八六 | 三五、二九 |
| 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 |
| 八四二、〇五 | 二九一、五六 | 一八〇、〇五 | 七四、〇五 | 六四、〇五 | 五八、〇五 | 五二、〇五 | 四六、〇五 | 四〇、〇五 | 三四、〇五 | 二八、〇五 | 二二、〇五 | 一六、〇五 | 一〇、〇五 | 〇四、〇五 | 〇八、〇五 | 一二、〇五 | 一六、〇五 | 二〇、〇五 | 二四、〇五 | 二八、〇五 | 三二、〇五 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 | 月一 |
| 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 |
| 一三八、七五 | 一三七、七四 | 一三六、七三 | 一三五、七二 | 一三四、七一 | 一三三、七〇 | 一三二、六九 | 一三一、六八 | 一三〇、六七 | 一二九、六六 | 一二八、六五 | 一二七、六四 | 一二六、六三 | 一二五、六二 | 一二四、六一 | 一二三、六〇 | 一二二、五九 | 一二一、五八 | 一二〇、五七 | 一一九、五六 | 一一八、五五 | 一一七、五四 |
| 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 | 〇円 |
| 〇六三、三六 | 〇六二、八三 | 〇六一、三〇 | 〇六〇、七七 | 〇五九、二四 | 〇五八、七一 | 〇五七、一八 | 〇五六、六五 | 〇五五、一二 | 〇五四、五九 | 〇五三、〇六 | 〇五二、五三 | 〇五一、〇〇 | 〇五〇、四七 | 〇四九、九四 | 〇四八、四一 | 〇四七、八八 | 〇四六、三五 | 〇四五、八二 | 〇四四、二九 | 〇四三、七六 | 〇四二、二三 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 月 | 一六〇 | 一五九 | 一五八 | 一五七 | 一五六 | 一五五 | 一五四 | 一五三 | 一五二 | 一五一 | 一五〇 | 一四九 | 一四八 | 一四七 | 一四六 | 一四五 | 一四四 | 一四三 | 一四二 | 一四一 | 一四〇 | 一三九 |
| 〇円 | 八八、二五 | 八七、六四 | 八七、〇三 | 八六、四二 | 八五、八二 | 八五、二二 | 八四、六二 | 八四、〇二 | 八三、四二 | 八二、八二 | 八二、二二 | 八一、六二 | 八一、〇二 | 八〇、四二 | 七九、八二 | 七九、二二 | 七八、六二 | 七八、〇二 | 七七、四二 | 七七、〇二 | 七六、二五 | 七五、六六 |
| 〇円 | 八五、五一 | 八四、九四 | 八四、三七 | 八三、八〇 | 八三、二二 | 八二、六六 | 八二、〇九 | 八一、五三 | 八一、〇二 | 八〇、四二 | 八〇、〇二 | 七九、二六 | 七八、六八 | 七八、〇二 | 七七、五八 | 七七、〇二 | 七六、四三 | 七五、八六 | 七五、三〇 | 七四、七四 | 七四、一八 | 七三、六二 |
| 八円 | 七五、一六 | 七四、六一 | 七四、〇六 | 七三、五一 | 七二、九六 | 七二、四二 | 七一、八八 | 七一、三五 | 七一、〇二 | 七〇、六一 | 七〇、二七 | 六九、六八 | 六八、六六 | 六八、〇二 | 六七、五八 | 六七、〇四 | 六六、五一 | 六五、九八 | 六五、四五 | 六四、九三 | 六四、四〇 | 六三、八八 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月 | 一八二 | 一八一 | 一八〇 | 一七九 | 一七八 | 一七七 | 一七六 | 一七五 | 一七四 | 一七三 | 一七二 | 一七一 | 一七〇 | 一六九 | 一六八 | 一六七 | 一六六 | 一六五 | 一六四 | 一六三 | 一六二 | 一六一 |
| 〇円 | 二〇一、八〇 | 二〇一、一七 | 二〇〇、五五 | 一九九、九三 | 一九九、三一 | 一九八、六九 | 一九八、〇七 | 一九七、四五 | 一九七、〇二 | 一九六、四二 | 一九六、〇二 | 一九五、九一 | 一九四、三六 | 一九三、七四 | 一九三、〇二 | 一九二、五二 | 一九一、八八 | 一九一、三〇 | 一九〇、六八 | 一九〇、〇二 | 八八九、四七 | 八八八、〇八 |
| 〇円 | 九八、一九 | 九七、六〇 | 九七、〇二 | 九六、四四 | 九五、八六 | 九五、二八 | 九四、七一 | 九四、一三 | 九三、五五 | 九二、九七 | 九二、三九 | 九一、八二 | 九一、二四 | 九〇、六六 | 九〇、〇九 | 八九、五一 | 八九、九四 | 八九、三七 | 八八、七七 | 八八、二二 | 八七、六六 | 八七、〇八 |
| 六円 | 八七、四九 | 八六、九一 | 八六、三三 | 八五、七六 | 八五、二〇 | 八四、六四 | 八四、〇八 | 八三、五一 | 八二、九五 | 八二、三八 | 八二、〇二 | 八一、二五 | 八一、〇六 | 八〇、六九 | 八〇、一二 | 七九、五六 | 七九、〇九 | 七八、七二 | 七八、三六 | 七六、八一 | 七六、二六 | 七五、七一 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月 | 二〇四 | 二〇三 | 二〇二 | 二〇一 | 二〇〇 | 一九九 | 一九八 | 一九七 | 一九六 | 一九五 | 一九四 | 一九三 | 一九二 | 一九一 | 一九〇 | 一八九 | 一八八 | 一八七 | 一八六 | 一八五 | 一八四 | 一八三 |
| 〇円 | 一一五、七二 | 一一五、〇八 | 一一四、四四 | 一一三、八一 | 一一三、一七 | 一一二、五三 | 一一一、九〇 | 一一一、二六 | 一一〇、六二 | 一一〇、〇九 | 一〇九、三五 | 一〇八、七一 | 一〇七、〇八 | 一〇六、八二 | 一〇五、四二 | 一〇四、〇二 | 一〇三、五七 | 一〇二、四一 | 一〇一、三〇 | 一〇〇、三六 | 九九、〇六 | 九八、〇八 |
| 〇円 | 一一一、一六 | 一一〇、五六 | 一一〇、九七 | 一一〇、三八 | 一一〇、〇八 | 一一〇、〇一 | 一一〇、〇七 | 一一〇、〇一 | 一一〇、〇六 | 一一〇、〇五 | 一一〇、〇二 | 一一〇、〇四 | 一一〇、〇八 | 一一〇、〇二 | 一一〇、〇三 | 一一〇、〇一 | 一一〇、〇七 | 一一〇、〇一 | 一一〇、〇〇 | 一一〇、〇五 | 一一〇、〇八 | 一一〇、〇八 |
| 二円 | 一〇〇、五一 | 九九、九一 | 九九、三三 | 九九、七一 | 九九、一七 | 九九、五二 | 九九、九七 | 九九、九二 | 九九、八二 | 九九、九五 | 九九、五二 | 九九、九四 | 九九、八二 | 九九、九二 | 九九、八二 | 九九、九一 | 九九、〇〇 | 九九、四一 | 九九、八三 | 九九、二四 | 九九、六六 | 九九、〇八 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月 | 二二六 | 二二五 | 二二四 | 二二三 | 二二二 | 二二一 | 二二〇 | 二一九 | 二一八 | 二一七 | 二一六 | 二一五 | 二一四 | 二一三 | 二一二 | 二一一 | 二一〇 | 二〇九 | 二〇八 | 二〇七 | 二〇六 | 二〇五 |
| 〇円 | 一三〇、〇二 | 一二九、三七 | 一二八、七一 | 一二八、〇六 | 一二七、四〇 | 一二六、七四 | 一二六、〇九 | 一二五、四三 | 一二四、七八 | 一二四、一二 | 一二三、四七 | 一二二、八二 | 一二二、一七 | 一二一、五二 | 一二一、〇〇 | 一二〇、四四 | 一二〇、〇二 | 一一九、四四 | 一一八、八三 | 一一八、二四 | 一一七、〇一 | 一一六、三六 |
| 〇円 | 一二四、三九 | 一二三、七八 | 一二三、一八 | 一二二、五七 | 一二二、〇一 | 一二一、三五 | 一二一、〇〇 | 一二〇、四四 | 一二〇、〇一 | 一一九、四五 | 一一九、〇〇 | 一一八、四五 | 一一八、〇〇 | 一一七、四五 | 一一七、〇〇 | 一一六、四五 | 一一六、〇〇 | 一一五、四五 | 一一五、〇〇 | 一一四、四五 | 一一三、〇二 | 一一二、三五 |
| 五円 | 一一三、一九 | 一一二、六四 | 一一二、〇九 | 一一一、五三 | 一一一、〇〇 | 一一〇、四四 | 一一〇、〇九 | 一一〇、〇〇 | 一一〇、〇八 | 一一〇、〇二 | 一一〇、〇七 | 一一〇、〇一 | 一一〇、〇六 | 一一〇、〇〇 | 一一〇、〇四 | 一一〇、〇八 | 一一〇、〇二 | 一一〇、〇六 | 一一〇、〇〇 | 一一〇、〇五 | 一一〇、〇八 | 一一〇、〇二 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月 | 二四八 | 二四七 | 二四六 | 二四五 | 二四四 | 二四三 | 二四二 | 二四一 | 二四〇 | 二三九 | 二三八 | 二三七 | 二三六 | 二三五 | 二三四 | 二三三 | 二三二 | 二三一 | 二二九 | 二二八 | 二二七 |
| 〇円 | 一四四、七二 | 一四四、〇四 | 一四三、三七 | 一四二、六九 | 一四一、〇二 | 一四〇、六七 | 一三九、九九 | 一三九、三二 | 一三八、六五 | 一三七、九二 | 一三七、三二 | 一三六、六六 | 一三五、九九 | 一三五、三三 | 一三四、六六 | 一三三、〇〇 | 一三三、三三 | 一三二、六七 | 一三一、〇〇 | 一三〇、三四 | 一二九、〇六 |
| 〇円 | 一三七、八七 | 一三七、二五 | 一三六、六四 | 一三六、〇二 | 一三五、四〇 | 一三四、七九 | 一三三、五五 | 一三二、九四 | 一三一、三二 | 一三〇、七二 | 一二九、一一 | 一二八、五〇 | 一二八、八八 | 一二七、二七 | 一二七、六五 | 一二六、〇四 | 一二六、四三 | 一二五、八二 | 一二四、二一 | 一二三、六〇 | 一二二、九九 |
| 二円 | 二二五、四六 | 二二四、八九 | 二二四、三四 | 二二三、七七 | 二二三、一〇 | 二二二、五二 | 二二二、〇九 | 二二一、五二 | 二二〇、九四 | 二二〇、四一 | 二一九、八五 | 二一九、三〇 | 二一八、七四 | 二一八、一九 | 二一七、六三 | 二一七、〇七 | 二一六、五一 | 二一五、九六 | 二一四、八五 | 二一四、二九 | 二一三、七四 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月 | 二七〇 | 二六九 | 二六八 | 二六七 | 二六六 | 二六五 | 二六四 | 二六三 | 二六二 | 二六一 | 二六〇 | 二五九 | 二五八 | 二五七 | 二五六 | 二五五 | 二五四 | 二五三 | 二五二 | 二五一 | 二五〇 | 二四九 |
| 〇円 | 一五九、八〇 | 一五九、一〇 | 一五八、四二 | 一五七、七二 | 一五六、〇二 | 一五五、三二 | 一五四、六三 | 一五三、九四 | 一五二、二四 | 一五一、五三 | 一五〇、八三 | 一四九、一三 | 一四八、四三 | 一四七、七三 | 一四六、〇三 | 一四五、三三 | 一四四、六三 | 一四三、九三 | 一四二、二三 | 一四一、五三 | 一四〇、八三 | 一三九、一三 |
| 〇円 | 一五一、六一 | 一五〇、九八 | 一五〇、三五 | 一四九、七二 | 一四八、〇二 | 一四七、三二 | 一四六、六三 | 一四五、九三 | 一四五、二四 | 一四四、五五 | 一四三、八五 | 一四二、一五 | 一四一、四五 | 一四〇、七五 | 一三九、〇五 | 一三八、三五 | 一三八、六六 | 一三八、九六 | 一三八、二七 | 一三七、五八 | 一三七、〇二 | 一三六、四七 |
| 五円 | 一三七、九六 | 一三七、三九 | 一三六、八一 | 一三六、二四 | 一三五、六七 | 一三四、九六 | 一三四、四六 | 一三三、三八 | 一三二、八一 | 一三一、二一 | 一三〇、二五 | 一二九、六七 | 一二八、一一 | 一二七、九七 | 一二六、五四 | 一二五、九七 | 一二五、二七 | 一二四、七〇 | 一二四、二七 | 一二三、七四 | 一二二、五八 | 一二一、〇二 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月 | 二九二 | 二九一 | 二九〇 | 二八九 | 二八八 | 二八七 | 二八六 | 二八五 | 二八四 | 二八三 | 二八二 | 二八一 | 二八〇 | 二七九 | 二七八 | 二七七 | 二七六 | 二七五 | 二七四 | 二七三 | 二七二 | 二七一 |
| 〇円 | 一七五、二九 | 一七四、五七 | 一七三、八六 | 一七三、一四 | 一七二、四三 | 一七一、七二 | 一七一、〇二 | 一七〇、三一 | 一六九、六一 | 一六八、九〇 | 一六八、二〇 | 一六七、四九 | 一六七、七二 | 一六七、〇八 | 一六六、三八 | 一六五、六七 | 一六四、九七 | 一六四、二七 | 一六三、五八 | 一六二、八八 | 一六二、一八 | 一六一、四八 |
| 〇円 | 一六五、六一 | 一六四、九七 | 一六四、三二 | 一六三、六八 | 一六三、〇四 | 一六二、四〇 | 一六一、七六 | 一六一、一二 | 一六〇、四九 | 一五九、八五 | 一五九、二一 | 一五八、五七 | 一五七、九三 | 一五七、三〇 | 一五六、六六 | 一五六、〇二 | 一五五、三九 | 一五四、七六 | 一五四、一三 | 一五三、五〇 | 一五二、八七 | 一五二、二四 |
| 五円 | 一五〇、七〇 | 一五〇、一二 | 一四九、五三 | 一四八、九四 | 一四八、三六 | 一四七、七八 | 一四七、二〇 | 一四六、六一 | 一四五、四六 | 一四四、八八 | 一四四、二九 | 一四三、七二 | 一四三、一四 | 一四二、五六 | 一四一、九七 | 一四一、三九 | 一四〇、八〇 | 一四〇、二二 | 一三九、六四 | 一三九、〇六 | 一三八、四八 | 一三八、九〇 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 月 | 三一四 | 三一三 | 三一二 | 三一〇 | 三〇九 | 三〇八 | 三〇七 | 三〇六 | 三〇五 | 三〇四 | 三〇三 | 三〇二 | 三〇一 | 三〇〇 | 二九九 | 二九八 | 二九七 | 二九六 | 二九五 | 二九四 | 二九三 | |
| 〇円 | 一九〇、七八 | 一九〇、一一 | 一八九、四五 | 一八八、七四 | 一八七、三四 | 一八六、六三 | 一八五、九三 | 一八四、二二 | 一八三、五一 | 一八二、八〇 | 一八二、一〇 | 一八一、四〇 | 一八一、七一 | 一八〇、〇〇 | 一七九、二九 | 一七八、五八 | 一七八、八七 | 一七八、一六 | 一七七、四六 | 一七六、七五 | 一七六、〇四 | 一七五、三三 |
| 〇円 | 一七九、八七 | 一七九、二二 | 一七八、五七 | 一七七、八六 | 一七七、一五 | 一七六、四四 | 一七五、七三 | 一七四、〇二 | 一七三、三一 | 一七二、六〇 | 一七二、〇〇 | 一七一、三九 | 一七一、〇八 | 一七〇、三七 | 一六九、六六 | 一六八、九五 | 一六八、二四 | 一六七、五三 | 一六七、〇二 | 一六六、三一 | 一六五、六〇 | 一六四、八九 |
| 三円 | 一六三、六八 | 一六三、〇八 | 一六二、四九 | 一六一、八八 | 一六一、二七 | 一六〇、六六 | 一五九、〇五 | 一五八、四四 | 一五七、八三 | 一五七、二二 | 一五六、六一 | 一五六、〇〇 | 一五五、三九 | 一五四、七八 | 一五三、八七 | 一五三、二六 | 一五二、六五 | 一五二、〇四 | 一五一、四三 | 一五〇、八二 | 一五〇、二一 | 一四九、六〇 |

| | |
|--------------|-----------|
| 一六二月以上一六八月未満 | 百分の九十二・二五 |
| 一六八月以上一七四月未満 | 百分の九十一 |
| 一七四月以上一八〇月未満 | 百分の九十一・七五 |
| 一八〇月以上一八六月未満 | 百分の九十二・五〇 |
| 一八六月以上一九二月未満 | 百分の九十三・二五 |
| 一九二月以上一九八月未満 | 百分の九十四 |
| 一九八月以上二〇四月未満 | 百分の九十四・七五 |
| 二〇四月以上二一〇月未満 | 百分の九十五・五〇 |
| 二一〇月以上二一六月未満 | 百分の九十六・二五 |
| 二一六月以上二二二月未満 | 百分の九十七 |
| 二二二月以上二二八月未満 | 百分の九十七・七五 |
| 二二八月以上二三四月未満 | 百分の九十八・五〇 |
| 二三四月以上二四〇月未満 | 百分の九十九・二五 |
| 二四〇月以上二四六月未満 | 百分の百 |
| 二四六月以上二五二月未満 | 百分の百・二五 |
| 二五二月以上二五八月未満 | 百分の百・五〇 |
| 二五八月以上二六四月未満 | 百分の百・七五 |
| 二六四月以上二七〇月未満 | 百分の百一 |
| 二七〇月以上二七六月未満 | 百分の百一・二五 |
| 二七六月以上二八二月未満 | 百分の百一・五〇 |
| 二八二月以上二八八月未満 | 百分の百一・七五 |
| 二八八月以上二九四月未満 | 百分の百一 |
| 二九四月以上三〇〇月未満 | 百分の百一・二五 |
| 三〇〇月以上三〇六月未満 | 百分の百二・五〇 |
| 三〇六月以上三一二月未満 | 百分の百二・七五 |
| 三一二月以上三一八月未満 | 百分の百三 |
| 三一八月以上三二四月未満 | 百分の百三・二五 |
| 三二四月以上三三〇月未満 | 百分の百三・五〇 |
| 三三〇月以上三三六月未満 | 百分の百三・七五 |
| 三三六月以上三四二月未満 | 百分の百四 |
| 三四二月以上三四八月未満 | 百分の百四・二五 |
| 三四八月以上三五四月未満 | 百分の百四・五〇 |
| 三五四月以上三六〇月未満 | 百分の百四・七五 |
| 三六〇月以上三六六月未満 | 百分の百五 |
| 三六六月以上三七二月未満 | 百分の百五・二五 |
| 三七二月以上三七八月未満 | 百分の百五・五〇 |
| 三七八月以上三八四月未満 | 百分の百五・七五 |
| 三八四月以上三九〇月未満 | 百分の百六 |
| 三九〇月以上三九六月未満 | 百分の百六・二五 |
| 三九六月以上四〇二月未満 | 百分の百六・五〇 |
| 四〇二月以上四〇八月未満 | 百分の百六・七五 |
| 四〇八月以上四一四月未満 | 百分の百七 |
| 四一四月以上四二〇月未満 | 百分の百七・二五 |
| 四二〇月以上四二六月未満 | 百分の百七・五〇 |

| | |
|--------------|--|
| 四二六月以上四三二月未満 | 百分の百七・七五 |
| 四三二月以上四三八月未満 | 百分の百八 |
| 四三八月以上四四四月未満 | 百分の百八・二五 |
| 四四四月以上四五〇月未満 | 百分の百八・五〇 |
| 四五〇月以上四五六月未満 | 百分の百八・七五 |
| 四五六月以上四六二月未満 | 百分の百九 |
| 四六二月以上四六八月未満 | 百分の百九・二五 |
| 四六八月以上四七四月未満 | 百分の百九・五〇 |
| 四七四月以上四八〇月未満 | 百分の百九・七五 |
| 四八〇月以上 | 百分の百十に、四八〇月を超える六月ごとに百分の〇・二五を加えた割合（百分の百二十を超える場合は百分の百一十） |